拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 39号
発行日　平成30年5月1日
発行者　会　　長　大石　雅也
編集者　広報部長　近藤　正邦
事務局　03-6380-6644　F) 03-6380-6665
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-8-5
竹嶋マンション301
(Web)　http:/hirakukai.jimdo.com/

東京税理士会　役員選挙に向けて本格始動!

平成30年４月13日㈮、時代を拓く税理士の会（以下「拓く会」）は第２回役員総会および第１回選考会議を開催し、平成30年12月４日㈫に実施される東京税理士会（以下「本会」）役員選挙に向け本格的な準備段階にはいった。

拓く会は、従前より広く各支部へ呼び掛け、本会役員にふさわしい人材を選定し本会役員へ輩出してきた。しかし、今回の役員選挙においては、副会長の定数が５名から７名に増える予定であることから、ますます拓く会が推薦する本会役員選考は重要となり公正かつ迅速な対応が求められる。

■選考会議に関する件

拓く会では、規則第９条の２において本会役員候補の選考に当たり選考会議を設置することとなっている。この選考会議では、具体的な候補者を選定するのではなく、候補者の選考基準、選考方法等を策定し役員総会へ提案し承認を受けることとなっている。

また、選考会議議長について議場に諮ったところ、拓く会会長である大石雅也(葛飾)会員が選出され、議長より副議長に野間口嘉平(世田谷)会員の指名があった。選考会議は規則により26名以内で構成することとなっているが、議長、副議長のほか選考委員23名を議長指名により行い総勢25名という体制となった。

～ スケジュール ～

５月中旬	支部幹事へ役員推薦候補者依頼および受付開始
８月上旬	拓く会推薦候補者選挙公報配布
８月22日㈬	拓く会推薦候補者期日前投票
８月23日㈭	拓く会推薦候補者期日前投票
８月25日㈯	拓く会意見表明会、投票日、開票
９月29日㈯	拓く会総会
11月19日㈪	本会役員選挙公示
11月30日㈮	期日前投票
12月01日㈯	期日前投票
12月04日㈫	選挙日、開票

■選考会議における運営方法（報告事項）

今後の選考会議の運営について説明があったが、特に、候補者が定数以上となった場合については、公正性確保のため「選考方法を代議員制でなく会員全員とすべき」との従来からの指摘をうけ、今回は拓く会会員全員投票(連記式)を想定し準備をすすめている旨の報告があった。なお、選挙人としての拓く会会員については以下の通りである。

平成 29 年度拓く会会費を平成 30 年 6 月末日（7 月 2 日着金分）迄に完納していること

また、平成 29 年度拓く会会費が未納となっている会員へは、事前にその旨、通知することとした。

会員募集のおしらせ

『時代を拓く会税理士の会』では、新たな会員を募集しています。　※ご紹介もおねがいします！

- 年会費は 3,000 円です。
- 郵便振替口座
  口座番号　00130-0-648373
  口座名義　時代を拓く税理士の会

※お申し込みの際は、振込時の振込名義へご自身の税理士登録番号を必ずご記入ください。

時代を拓く税理士の会ホームページ
http://hirakukai.jimdo.com/

拓く会研修会

企画研修部長　**吉 野 隆 雄**（神田）

平成30年２月８日理事会終了後、本会２階会議室で今年度３回目の研修会が開催されました。

新部長にとっては最初の研修会でしたが、理事会の後という事もあり会員外の参加も普段より多かったようです。

講師は「日本税務会計学会」学会長の多田雄司先生、テーマは「分掌変更に基づく役員退職給与を分割支給した場合の処理」でした。多少マニアックなテーマではありましたが、実務で実際に生じたら非常に大きな問題となります。

講義は役員退職給与の一般的な取扱いの説明から始まり、「分掌変更に基づく役員退職給与の分割支給につき損金算入を認めた事例」について、事案の概要・争点と説明が進み熱のこもった解説が行われました。特に争点については「当事者の主張」として被告、原告の主張を対比して説明し、裁判上の判断も加えて納税者勝訴の過程を講演時間ぎりぎりまで解説され、会場の受講者も最後まで熱心に聞き入っていました。

現実にこのような事案に遭遇したら大変ですが、本日の研修が会員諸氏の実務の参考になれば幸いです。拓く会研修会は東京税理士会認定団体となっております。今後とも36時間受講義務達成の一助として、また会員の皆様の実務上の問題の解決につながるようなテーマを選び実施してまいります。

企画研修部担当副会長
鈴 木　誠（上野）

前期に引き続き企画研修部を担当する副会長の鈴木誠です。ご承知のとおり税理士法の改正により年間３６時間の受講が必須とされました。企画研修部では、東京税理士会の認定研修団体として年４回以上の研修を実施することとしており、昨年の定期総会に先立って開催された研修会では、神津日税連会長を講師に「税理士制度と日税連」をテーマに講演をしていただきました。今後も吉野研修部長をはじめ部員の先生方と協力して、タイムリーかつ他では聞けないようなテーマでの研修会を企画して参りますので、会員の皆様はもとより、拓く会以外の先生方もお誘いの上、ご参加ください。

企画研修部長
吉 野 隆 雄（神田）

今年度より企画研修部長に就任しました神田支部の吉野隆雄です。支部、東京会を通じて研修部に長く在籍していましたので、大石会長からお声がかかり、大役をお受けすることになりました。

微力ながら、会員研修36時間受講義務達成にむけて興味のある、そして実務に役に立つ研修を企画して参ります。

認定研修科目から外れないところで、他ではなかなか聞けないような実のある研修を心掛けたいと思います。会員の皆様で興味のあるテーマがありましたら事務局にお知らせください。

これから２年間よろしくお願いします。

第25回 ゴルフ大会開催

厚生部長 **吉 川 裕 一**（杉並）

平成30年４月18日、前夜からの雨が残る浦和ゴルフ倶楽部において、第25回ゴルフ大会を開催した。今回は雨模様にもかかわらず35名の参加をいただき、ＯＵＴ、ＩＮに別れ９組のコンペであった。

予報通り昼過ぎには雨も上がり、はなみずきが満開の春の日差しの中それぞれに実力を発揮し、久しぶりの参加をいただいた佐藤　勝　会員（北沢）が優勝を飾った。

優　　勝	佐藤　　勝	北沢支部	スコア	73　(net)
準優勝	佐藤裕一	葛飾支部	スコア	73.2(net)
3　　位	斎木忠裕	世田谷支部	スコア	74　(net)
ベスグロ	斎木忠裕	世田谷支部	スコア	92　(gross)

厚生部担当副会長
平 田 耕 伸（西新井）

この度、厚生部担当の副会長に就任しました西新井支部の平田です。以前より拓く会の会員として第七ブロックで活動をしてまいりましたが、今後は拓く会の執行部の一員となり、拓く会の発展に微力ではありますが努力していくつもりです。

さて、私の趣味は下手なゴルフですが「成績」より「楽しい」ゴルフをモットーとしております。

今後、厚生部担当として会員のみなさまには、ゴルフ大会をはじめ様々な厚生活動に「楽しく」参加していただけることを目指していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

厚生部長
吉 川 裕 一（杉並）

この度、厚生部長として就任いたしました。ゴルフ、忘年会等のイベントを通して会員相互の交歓を図っていく所存です。

中部銀次郎曰く「ナイスショットは、心が非常に平静で、なごやかなときに出る。何の欲張りもない、何の制約もない、そういう状態のときに初めていいショットが出るもの」ゴルフにも仕事にも常に心を平らに、を心掛けてはいるが難しい。

挑戦することと、欲張りと、どう違うのか煩悩では理解できずにいる。身の程を知り、皆さんに喜んでいただける厚生部活動に努めます。

ご協力の程よろしくお願い致します。

日税連活動報告

ニュージーランドの税制（GST）について

日本税理士会連合会調査研究部長　平　井　貴　昭

平成29年10月９日から13日まで、神津会長を団長とした税制視察団がニュージーランドを訪問した。主たる目的は、世界でも評価の高いＧＳＴ（Goods and Service Tax：わが国の消費税に相当する税）の仕組について情報を得るためである。

1．ＧＳＴ導入の背景とその特色

ニュージーランドでは、1984年に中道左派の労働党が８年７か月ぶりに政権につくと、長期的な景気低迷に陥っていた経済状況を打破するために、保護主義的経済政策から自由主義的経済政策へと大転換され、これが、いわゆるロジャーのミックスによる抜本的構造改革で、ＧＳＴ導入を含む税制改革もその一環として行われた。

ＧＳＴ導入の目的は、①従来の卸売売上税の歪み（免税範囲が広い、税率が多数あり税率構造が複雑、サービス業が非課税等）を是正すること、②個人所得税に依存していた税体系を是正すること、③社会保障給付の増加等による財政赤字を削減することにあった。

1986年10月に導入されたＧＳＴの特色は、広い課税ベースと単一税率である。教育・医療・保育サービス、政府の補助金等も課税対象にするなど、課税ベースはきわめて広い。税率は、導入当初は10％であったが、その後15％に引上げられているが、いずれも単一税率を維持している。

また、ＧＳＴを導入する際に、ＥＵの付加価値税の問題点（複数税率による制度の複雑さ・非効率さ、租税回避・脱税の問題等）を十分に検討して、できるだけ簡素でフェアネスな税制を目指した。フェアネスとは、「公平原則」とは異なり、制度そのものに対する信頼をいい、間接税における「フェアネス」は制度維持にとって重要な要素となる。

ニュージーランドでは、２度税率の引き上げを行っているが、国民からの反対はほとんどなかったと聞く。税率引き上げと同時に行った所得税減税や給付の拡充等の措置が国民に受け入れられたともいえるが、国民の多くがＧＳＴに信頼を置いていることも要因の一つと考えられる。

2．非課税取引及びゼロ税率適用取引

ＧＳＴの非課税取引は、他国と比べ、限定的で、金融サービス（ゼロ税率の対象となる取引を除く）、住宅施設の貸付、非営利団体によるサービスなど６項目の取引である。

また、輸出取引以外の取引についてもゼロ税率を採用している。たとえば、導入当初は非課税であったＧＳＴ登録事業者間で行う一定の金融取引が課税対象となり、ゼロ税率が適用された。非課税取引では、支払ＧＳＴは仕入税額控除ができないため、事業者が支払ＧＳＴを負担することになり、ＧＳＴはあくまでも最終消費者が負担するという原則に反することとなるため、ゼロ税率を適用する改正が行われた。さらに、土地の取引は課税対象であったが、土地取引による不正還付が多発したため、ＧＳＴ登録事業者間で行う転売目的等一定の土地取引については、ゼロ税率を適用する改正が行われた。

ゼロ税率については、税収減をもたらすデメリットがあり、その採用については批判的な見解もあるが、ＧＳＴは最終消費者が負担するという原則を守るために、ゼロ税率の特徴を活用した税制改正を行ったことについては、わが国においても検討に値すると考えられる。

3．インボイス制度

ニュージーランドでは、課税事業者間の取引についてはインボイスの発行が義務付けられている。単一税率の下でもインボイスを採用し、適正な税額転嫁と適正な仕入税額控除が行われていることが、高い税収効率を可能にする要因の一つになっていると思われる。

年間の課税売上高が６万ＮＺドル以上ある事業者は、ＧＳＴの申告義務が生じ、内国歳入庁へ登録しなければならない。しかし、臨時的に６万ＮＺドルを超えたが、来年以降はそれ以下になることが明らかな場合は登録をしなくてもよい。また、年間の課税売上高が６万ＮＺドル未満の事業者については、登録は任意であるが、登録をしないとＧＳＴの還付申告はできない。

また、取引金額が50ＮＺドル以下の場合にはインボイスの発行義務はなく、少額取引について一定の配慮をしている。わが国では、インボイス制度が導入されると、免税事業者が取引から排除される懸念があると聞くが、ニュージーランドにおいても中小・零細企業は多数存在しているものの、ＧＳＴの免税点を６万ＮＺドル（日本円で約500万円）としていることから年間でそれ以下の事業者はほとんど存在しないという説明があった。

4．視察を終えて

今回の視察を終え、日本の租税は、簡素・公正で納得のいく制度を目指すべきであり、特に消費税については、従来通り単一税率と帳簿方式を維持すべきと改めて感じたところである。